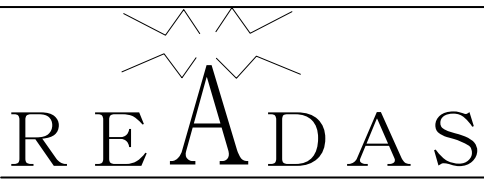


第 4908 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

一人親方に対する外注費

Q：当社は建設会社ですが、このたび、当社専属の大工さんと外注契約を結びます。専属ですが、給与とみなされないでしょうか？

A：請負契約の有無その他事実関係から総合的に判断されます。

【解説】

給与になるか外注費になるかで、源泉所得税や消費税の取扱いが違ってきますので注意が必要ですが、国税庁では、基本的には契約の実態判断によるが、区分が明確でないものについては、次の事項から総合的に判断するとしていますので、参考にしてください。

- ①他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- ②報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く）を受けるかどうか。
- ③作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く）を受けるかどうか。
- ④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払いを請求できるかどうか。
- ⑤材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具を除く）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

